

# 石川県公報

平成 29 年 7 月 4 日 (火曜日)

号 外

(第 49 号)

## 目 次

条 例		
○石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例	(人 事 課) 1	○石川県税条例の一部を改正する条例 ( 同 ) 7
○石川県核燃料税条例	(税 務 課) 3	○半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例 ( 同 ) 12

## 条 例

石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月四日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第二十七号

#### 石川県職員退職手当条例の一部を改正する条例

石川県職員退職手当条例（昭和二十九年石川県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

#### 一 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ロ 雇用保険法第二十一条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第十条第十一項第五号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の一項を加える。

36 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、知事が同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定及び附則第三項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の石川県職員退職手当条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）第十条第十項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第三十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した石川県職員退職手当条例第二条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であつて石川県職員退職手当条例第十条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待機日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（以下この項において「改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十条第十一項（第五号に係る部分に限り、石川県職員退職手当条例第十条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成三十年一月一日以後である場合について適用する。

石川県核燃料税条例をここに公布する。

平成二十九年七月四日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第二十八号

### 石川県核燃料税条例

#### (課税の根拠)

第一条 県は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四条第三項の規定により、核燃料税を課する。

#### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 発電用原子炉 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。
- 二 核燃料 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質を発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成にしたものをいう。
- 三 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- 四 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

#### (賦課徴収)

第三条 核燃料税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるもののほか、石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の定めるところによる。

#### (納税義務者等)

第四条 核燃料税は、次の各号に掲げる発電用原子炉を設置して行う行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額によつて、当該発電用原子炉の設置者に課する。

- 一 発電用原子炉への核燃料の挿入 価額割額
  - 二 発電用原子炉を設置して行う発電事業 出力割額
- 2 前項第一号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。
- 一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 原子炉等規制法第四十二条の三の十一第三項の規定による原子力規制委員会の確認(以下「原子力規制委員会の確認」という。)を受けた日
  - 二 発電用原子炉について原子炉等規制法第四十二条の三の十六第二項に規定する定期事業者検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該定期事業者検査が終了した日

三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(課税期間)

第五条 この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる期間とする。

- 一 四月一日から六月三十日まで
- 二 七月一日から九月三十日まで
- 三 十月一日から十二月三十一日まで
- 四 一月一日から三月三十一日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

- 一 前項各号に掲げる期間の中途において原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第一項に規定する廃止措置(以下「廃止措置」という。)を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合(第三号に掲げる場合を除く。) 廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日の属する課税期間の初日から当該運転を終了した日まで
- 一 前項各号に掲げる期間の中途において原子力規制委員会の確認を受けた場合(次号に掲げる場合を除く。) 原子力規制委員会の確認を受けた日から当該原子力規制委員会の確認を受けた日の属する課税期間の末日まで
- 二 前項各号に掲げる期間の中途において原子力規制委員会の確認を受け、かつ、廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合 原子力規制委員会の確認を受けた日から廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日まで

(課税標準)

第六条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料(当該核燃料の発電用原子炉への挿入に対して既に価額割が課され、又は課されるべきであつたものを除く。

第九条第一項において同じ。)の価額とし、出力割にあつては各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

- 2 前項に規定する核燃料の価額は、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。
- 3 第一項に規定する発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の規定により設置の許可を受けた発電用原子炉の同条第二項第三号の熱出力(原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項の規定により変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を受けた熱出力)とする。
- 4 課税期間が三月に満たない場合における第一項に規定する発電用原子炉の熱出力は、当該熱出

力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を三で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、曆に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(税率)

第七条 価額割の税率は、百分の八・五とする。

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに千キロワットにつき、三万四千九百円とする。

(徴収の方法)

第八条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手續等)

第九条 核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して二月(第四条第二項第一号に掲げる場合にあつては、三月)を経過する日の属する月の末日(第六条第二項の取得原価が確定しないことによつて同日までに申告納付することができないと知事が認める場合には、知事が指定する日)までに、価額割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付しなければならない。

2 核燃料税の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して二月以内に、当該課税期間における出力割の課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税額を納付しなければならない。

3 前二項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、当該税額及びこれに併せて納付すべき延滞金額を納付しなければならない。

(不足税額等の納付)

第十条 核燃料税の納税義務者は、地方税法第二百七十六条第四項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知を受けた場合には、更正により増加した税額又は決定による税額及びこれらに併せて納付すべき延滞金額を当該更正又は決定に係る通知書に記載された納期限までに、納付しなければならない。

第十一条 核燃料税の納税義務者は、地方税法第二百七十八条第六項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は同法第二百七十九条第五項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知を受けた場合には、これらの金額を当該決定に係る通知書に記載された納期限までに、納付しなければならない。

(課税地等)

第十二条 核燃料税の賦課徴収に関する石川県税条例の適用については、同条例第三条第一号中

「固定資産税」とあるのは「固定資産税  
核燃料税」と、同条例第十条第二項第二号中「、事業所」とある

のは、「事業所(核燃料税の徴収金にあつては、発電用原子炉の所在地)」とする。

(規則への委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、地方税法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の規定は、発電用原子炉の設置者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という)以後に行う第四条第一項各号に掲げる行為(同項第一号に掲げる行為にあつては、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後に行う発電用原子炉への挿入を除く。)について適用する。

(この条例の施行に伴う課税期間の特例)

3 施行日の属する課税期間は、第五条第一項の規定にかかわらず、施行日をその始期とする。

(この条例の失効)

4 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。ただし、発電用原子炉の設置者がこの条例の失効の日(以下「失効日」という)前に行つた第四条第一項各号に掲げる行為に対して課した、又は課すべきであつた核燃料税については、この条例の規定は、失効日以後も、なおその効力を有する。

(この条例の失効に伴う課税期間の特例)

5 失効日前の最後の課税期間は、第五条第一項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の末日をその終期とする。

(調整規定等)

6 施行日が原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第十五号。以下「改正法」という)の施行の日前である場合には、改正法の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第四条第二項第一号</p>	<p>第四十三条の三の十一第三項の規定による原子力規制委員会の確認(以下「原子力規制委員会の確認」という)を受けた</p>	<p>第四十三条の三の十一第二項の規定により原子力規制委員会が行う検査(以下「使用前検査」という)に合格した</p>
------------------	---	--

第四条第二項第二号	第四十三条の三の十六第二項に規定する	第四十三条の三の十五の規定により原子力規制委員会が行う
	定期事業者検査	施設定期検査
第五条第二項第二号	原子力規制委員会の確認を受けた	使用前検査に合格した
第五条第二項第三号	原子力規制委員会の確認を受け、	使用前検査に合格し、
	原子力規制委員会の確認を受けた	使用前検査に合格した

7 改正法附則第七条第一項の規定の適用を受ける発電用原子炉（最初の核燃料の装荷が行われていないものに限る。）に対する改正法の施行の日以後におけるこの条例の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第二項第一号	原子炉等規制法第四十三条の三の十一第三項の規定による原子力規制委員会の確認（以下「原子力規制委員会の確認」という。）を受けた	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第三条の規定による改正前の原子炉等規制法第四十三条の三の十一第一項の規定により原子力規制委員会が行う検査（以下「使用前検査」という。）に合格した
第五条第二項第二号	原子力規制委員会の確認を受けた	使用前検査に合格した
第五条第二項第三号	原子力規制委員会の確認を受け、	使用前検査に合格し、
	原子力規制委員会の確認を受けた	使用前検査に合格した

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月四日

石川県知事 谷 本 正 憲

**石川県条例第二十九号**

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「においては」を「には」に改め、「とする」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同条第二項及び第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の納期限」の下に「（納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限）」を加え、同条第五項中

「納付」を「納付し、」に改める。

第六十八条第二項中「においては、当該家屋に」を「には、当該家屋に」に、「場合は」を「場合には」に、「行われた日において家屋の取得がなされた」を「行われた日において家屋の取得があつた」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「なされた」を「あつた」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同条第四項中「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）」に、「においては」を「には」に、「一棟の建物」を「家屋」に、「共用部分」を「同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項において「共用部分」という。）」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「程度等」を「程度その他省令で定める事項」に、「次項」を「第六項」に、「によつてあん分して」を「により按分して」に改め、同条第十二項中「第七項」を「第八項」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「住所」を「住所及び」に改め、同項第五号中「受くべき」を「受けるべき」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第六項後段」を「第七項後段」に、「左に」を「次に」に改め、同項第一号及び第二号中「住所」を「住所及び」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「によつて」を「により」に、「がされた」を「があつた」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「建物の区分所有等に関する法律第二条第四項の」を削り、「においては」を「には」に改め、「同条第二項の」を削り、「同法」を「建物の区分所有等に関する法律」に、「に規定する計算の例によつて算定して得られる」を「の規定の例により算定した」に、「によつてあん分して」を「(居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合)により按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの(以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。)において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。)の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同じ。)により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者（次項において「区分所有者」という。）が同法第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

第六十九条の次に次の一条を加える。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第六十九条の二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

2 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

3 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

第七十八条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に改める。

第七十八条の二第四項中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に改める。

第七十八条の三第一項中「本条」を「この条」に改め、同条第四項中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に改め、同条第五項中「第七十八条の二第五項」を「前条第五項」に改める。

第七十八条の四第四項中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「第七十八条の二第五項」に改める。

第七十八条の五第四項、第七十八条の六第四項及び第七十八条の七第四項中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に改める。

第九十条第一項中「対し」を「ついて」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第十二条の二の二第二項中「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、プラグインハイブリッド車（法附則第十二条の二第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。次項第二号において同じ。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、プラグインハイブリッド車（法附則第十二条の二第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。次項第二号において同じ。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率（法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が平成二十二年度基準エネルギー消費効率（同号イ(2)に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年

ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率(法附則第十二条の二第二項第四号ロ(2)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車(法附則第十二条の二第二項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。以下この条において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準(法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準(法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ(2)中「(法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同項第二号中「(法附則第十二条の二第二項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同号イ(1)中「(法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同号イ(2)中「(法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同条第四項から第七項までの規定中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ(2)を次のように改める。

- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十四条の二第三項中「があつた場合においては、その延長された納期限とする」及び「があつた場合には、その延長された納期限とする」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

一 第二十八条第一項から第五項までの改正規定、第六十九条の次に一条を加える改正規定並びに第七十八条の三第五項及び第七十八条の四第五項の改正規定並びに附則第十四条の二第三項の改正規定並びに附則第五項の規定 公布の日

二 第九十条第一項の改正規定 平成三十一年一月一日

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の第六十八条第五項及び第六項の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第五項に規定する居住用超高層建築物(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分(以下この項において「共用部分」という。)とされた附属の建物を含む。)(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分(建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下この項において同じ。)を有するものを除く。)の専有部分等(専有部分及び共用部分をいう。以下この項において同じ。)のこの条例の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月一日前に新築された改正前の第六十八条第四項の一棟の建物(建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この項において「特定家屋」という。)の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。)の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋(同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。)の専有部分等のこの条例の施行の日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正後の第六十九条の二の規定は、平成二十九年四月一日以後の家屋の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 改正後の附則第十二条の二の二の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 石川県税条例の一部を改正する条例(平成二十九年石川県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「納付」を「納付し、」に改める。

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月四日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 石川県条例第三十号

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例及び原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 次に掲げる条例の規定中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

一 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例(昭和六十一年石川県条例第五十一号)第二条

一 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例(平成十五年石川県条例第十一号)第二条

(過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第二条 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成十二年石川県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第二条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改め、同項第一号中「当該設備」を「当該特別償却設備」に改め、同項第三号中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

(本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第三条 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「第四十二条の四第六項第四号」を「第四十二条の四第八項第六号」に、「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例第二条及び原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例第二条並びに第二条の規定による改正後の過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例(以下「新過疎条例」という。)第一条及び第二条第一項の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

2 新過疎条例第二条第一項の規定は、平成二十九年四月一日以後に農林水産物等販売業の用に供する設備を新設し、又は増設する者について適用し、同日前に情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。